



沖公評第 9 号  
平成16年 7月26日

沖縄県知事  
稲嶺 恵一 殿

沖縄県公共事業  
評価監視委員会  
委員長 新城 俊



平成15年度沖縄県公共事業評価監視  
委員会の審議結果と主な意見について

平成15年度の、沖縄県土木建築部、農林水産部、及び町村が所管する公共事業の再評価に関し、沖縄県公共事業評価監視委員会設置要綱第2条に基づき、当委員会が行いました審議の結果と主な意見について、別紙のとおり取りまとめたので具申します。



# 沖縄県公共事業評価監視委員会 平成15年度審議結果報告

## 1. 審議状況

沖縄県公共事業評価監視委員会は、平成15年度において、5回の会議を開催し、県から提案された土木建築部所管事業23事業、農林水産部所管事業3事業、及び町村所管事業3事業の、計29事業の再評価原案について、審議を行った。

## 2. 審議結果

- 1) 土木建築部所管の23事業について、事業継続は妥当であると認めらる。
- 2) 農林水産部所管の3事業について、事業継続は妥当であると認められる。
- 3) 町村所管の3業について、事業継続は妥当であると認められる。

## 3. 審議概要と主な意見（1頁～）

## 4. 開催状況一覧（12頁）

## 5. 審議結果一覧（13頁）

## 6. 委員会名簿（14頁）

### 3. 審議概要と主な意見

#### ○ 第一回委員会（平成15年6月20日）

- ①奥武山公園整備事業
- ②バナナ公園整備事業・・・一括審議

#### （再評価理由）

奥武山公園は、区域の見直しや事業費の増加に伴い事業期間の延伸を行った。また、バナナ公園は、事業費の増加に伴い事業期間の延伸を行った。このことから、両公園ともに再評価後5年を経過している。

#### （審議概要）

委員から、奥武山公園について、駐車場不足とそれによる利用率の低下、インターハイまでの見通しが質疑された。事業者からは、駐車場の今後の整備とイベント時・緊急時には多目的広場を駐車場として利用したいこと、また、モノレールを利用してほしいこと、プールは19年度で整備完了させたいことが説明された。バナナ公園については、アクセス道路の詳細なデータ、大型バスの通行、スカイラインルートの新設ルート及び拡幅の必要性、自然環境への配慮のため別途委員会の設置等が質疑された。事業者からは、概略設計であり今後の実施設計で詳細に検討したいこと、縦断勾配が厳しいこと、セイシカルートではバスの乗り入れが喜ばれていること、スカイラインの整備に関して別途委員会を設置したいことが説明された。

その他、再々評価の調書について、再評価との比較等、五年間で何が変わったかを含めて、わかりやすい調書の作成が指摘され、事務局において、検討する旨の返答があった。

#### （主な意見）

- ・森林公園であるということから、スカイラインのコースの問題であるが、森林の伐採を少なくする等の配慮が必要である。
- ・少子高齢化も進んでおり、危険性のないアクセスの方法は必要だと思う。自然があり、子供から大人まで楽しみ、観光資源になる安全な整備をお願いしたい。
- ・バナナ公園のスカイラインルート of 整備については、別途委員会の設置を行い、自然環境への配慮等、専門家の意見を聞いて、計画を立ててほしい。

#### （審議結果）

両事業の事業継続は妥当。

#### ③残波岬公園整備事業

#### （再評価理由）

村内別途事業の実施等により、財政上、予算確保が困難となったことから、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、残波岬公園について、B/Cの根拠、園路計画、難航用地の見通し、が質疑された。事業者からは、B/Cは誘致範囲が村全域であるとして算出した結果であること、自然観察のための園路として計画していること、用地交渉の見通しは厳しいが鋭意交渉を進めることが説明された。

その他、従来計画がどのような計画であったのか資料が無く理解しにくいこと、B/Cの特異値についてマニュアルが疑問であることの意見等があった。

(主な意見)

- ・地域の風景、環境、景観にふさわしい樹種の植栽を行った方が望ましい。
- ・残波岬の先端部は、自然植生のまま残して欲しい。
- ・今のいろいろな意見を参考に、いい公園づくりに励んで欲しい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

④東風平運動公園整備事業

(再評価理由)

整備ゾーンの拡大と事業費の増加に伴う事業期間の延伸を行ったことから、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、東風平運動公園について、サッカー場整備優先の理由、パークゴルフ場の必要性、維持管理体制が質疑された。事業者からは、進入道路の関係でサッカー場を優先したこと、パークゴルフ場は今後規模を検討すること、管理員数や将来はNPOを活用していきたいことが説明された。

その他、計画変更、事業の必要性等の説明資料添付の要望があった。

(主な意見)

- ・パークゴルフ場は、ゴルフ場開発のイメージがあり、慎重な検討を望む。

(審議結果)

事業継続は妥当。

⑤儀間川総合開発事業

(再評価理由)

儀間川総合開発事業は、綿密な調査及びその結果を踏まえた事業計画を策定するとともに、工事規模が大きく完成までに長期の事業期間を要することから、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、儀間川総合開発事業について、具体的な再評価の理由、河川線形、ダム本体の景観、久米島の水の消費量が質疑された。事業者からは、環境影響評価方法書の縦覧等工事の条件整備を行っていること、河川が土地改良事業で整備が行われ線形改修が今後の検討課題であること、石を張る景観のダムであり緑化も行うこ

と、久米島の水の消費量は安定供給量を超え農業用ため池から緊急に提供してもらっていることが説明された。

その他、ダムなど長期の事業における再評価のあり方は今後の課題であること、決議書や事業の必要性を説明する資料を十分に準備した方がよいとの意見があった。

(主な意見)

- ・久米島の風景に馴染んで、あたかも以前からあったような景観を目指すべきであり、明治から昭和初期の美しい石造の土木構造物を参考にしてほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

## ○ 第二回委員会（平成15年8月29日）

- ①国場川基幹河川改修事業
- ②饒波川基幹河川改修事業
- ③安里川基幹河川改修事業
- ④安謝川基幹河川改修事業・・・一括審議

(再評価理由)

四事業ともに、事業期間が35年～44年間と長期間であることから、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、都市化による地域の保水力の低下に対する取組、用地取得難航への方策、安里川の整備率が低い理由、沖縄県の多自然型川づくりの概念、川沿いの遊歩道整備、橋と川が一体となった景観の形成、2級河川と市町村管理の仕分けが質疑された。事業者からは、総合雨水対策の取組や助成制度を始めたこと、鋭意用地交渉を進めること、安里川ではダムと遊水池を優先的に整備してきたこと、沖縄県での多自然型川づくりとして自然石や土を用いて整備し魚類の遡上が可能となるような整備を進めていること、河川兩岸に人が歩ける管理用通路の整備を進めていること、橋梁の景観について今後調整を進めていくこと、河川管理区間は市町村の意見を聞いて定めていることが説明された。

(主な意見)

- ・地域の保水力の留保のため、住民と協力し、県民への情報を徹底しながら、建築許可担当とも連携して、土木建築部全体で取り組んでもらいたい。
- ・国場川のこいのぼり祭りのような自分たちの川を取り戻す運動など、地域の人たちを育てる視点を持ってもらいたい。

(審議結果)

四事業の事業継続は妥当。

- ⑤比謝川基幹河川改修事業
- ⑥天願川基幹河川改修事業
- ⑦屋部川基幹河川改修事業・・・一括審議

(再評価理由)

三事業ともに、事業期間が34年～44年間と長期間であることから、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、河川が海へ汚濁を運ぶことに対する取組、比謝川の整備状況や米軍基地の排水、河川愛護団体への支援、名護市宇茂佐地区の整備における赤土対策、河川整備の進め方での全国の動向、生物の住める川づくりの県の計画が質疑された。事業者からは、治水上の障害は浚渫するが赤土対策は関係部局で取り組んでいること、比謝川の整備箇所が上流であることや米軍基地を流域として計画されていること、河川関係の諸団体と沖縄玉水ネットワークをつくり連携していること、屋部川への赤土流出がないよう申し入れを行うこと、河川整備は全国でもダムや遊水池・暫定断面など地域に応じた整備が進められていること、新しい河川制度によって環境調査や地域の歴史・文化を調査し動植物も含めたそれぞれの特性が生きるような河川整備方針や整備計画を策定していることが説明された。

(主な意見)

- ・比謝川のように70%の断面で臨機応変に改修することは大事である。ただ、土砂堆積し河道を狭めてはいけないので、河川管理が重要である。
- ・自然を取り込んで、川を蘇生させることは大事な仕事である。地域住民の意識を環境問題を含めて高めていく必要がある。
- ・都市部だけでなく地方の河川も汚濁が進んでいる。今後の河川のあり方について、視野を広く持って取り組んでほしい。

(審議結果)

三事業の事業継続は妥当。

⑧小湾川統合河川整備事業

(再評価理由)

用地取得交渉が難航したことから、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、下流域の緑を残しながら整備するレベル、専門家による検討、緑を残す担保が質疑された。事業者からは、緑を残しながら整備を必要最小限にしたいこと、植生の保全などいろいろな検討をしていきたいことが説明された。

その他、土地利用に規制をかけるなど、緑を残す状況を担保してほしいとの意見があった。

(主な意見)

- ・下流の整備について、河川、土木、以外の専門家も入れて検討し、線形をいじらずに改善するよう、今後の河川整備を進めてもらいたい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

○ 第三回委員会（平成15年10月24日）

①江崎地区県営畑地帯総合整備事業

(再評価理由)

貯水池の施工における現場条件の変更や工法変更に伴い、事業費増額、事業期間延伸をおこなった。このため事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、事業費の増大が事前に把握できなかった理由、当初計画との費用対効果の差異、防風林の整備などについて質疑があり、事業者から、事業費の増大は、岩質が予想以上に硬く実施の掘削経費が増大したことや貯水池の構造の見直しによるもので、当初からの知見が難しかったこと、費用便益は新たな土地造成方法における土砂流出防止効果を考慮していること、また、防風林については、必要性を感じているものの用地確保が厳しい状況であることが回答された。

その他、委員から、事業における生物への配慮や、将来的な事業のあり方について意見が出された。

(主な意見)

- ・失われた緑のラインを防風林で復元し、防風・防潮対策を行うことが望ましい。
- ・国の天然記念物のダイトウオオコウモリなども生息しており、沼地のエリアでは、極力生物に配慮した事業を進めてもらいたい。
- ・将来の財源縮減を見据え、整備の優先順位などを考えた、効果的な農業基盤整備を考えていくことが求められる。

(審議結果)

事業継続は妥当。

②糸満漁港環境整備事業

(再評価理由)

利用者の増大が見込まれるため施設を増設し、事業費増額、事業期間延伸をおこなった。このため、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、離岸堤植栽の投資効果、再評価時点との大幅な計画変更があった場合の委員会との関係などが質疑された。事業者から、離岸堤への植栽は新しい試みであり、樹木の活着を見守っていきたい旨が回答されたが、委員からは、その場所にふさわしい景観のあり方が問われた。また、大きな計画変更があった場合の扱いについては、後日報告することとされた。(第四回委員会において、再評価後の著しい計画変更については、変更があった時点で委員会へ報告することが回答された。)

(主な意見)

- ・景観については、元々そこがどういう場所であったのかを考慮した方がいい。
- ・出来上がった地形に対しては、無理に手を加えることなく、その地形を利用した景観づくりが望まれる。
- ・公園の整備はいろいろなことを網羅するのではなく、使う人の目的に合わせた整備が大事である。

(審議結果)

事業継続は妥当。

③港川漁港漁村総合整備事業 [事業主体：沖縄県]

(再評価理由)

整備計画を見直し波除堤を追加したため、事業期間を延伸した。このため、事業採択後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、計画変更の内容、津波対策について質疑が出された。事業者からは、効果的に港内の静穏を確保するため防波堤を縮小し波除堤を追加したこと、小型船舶の潮待ちをなくするため浮き棧橋を設けたこと、また、津波対策は特に行っていないことが回答された。

(主な意見)

- ・特になし。

(審議結果)

事業継続は妥当。

④港川漁港漁村総合整備事業 [事業主体：具志頭村]

(再評価理由)

区域を追加して事業拡大したため事業期間を延伸した。このため、事業採択後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、集落排水施設と合併処理施設の経済性、港川公園の管理、用地取得率の低い理由について質疑が出された。具志頭村からは、当村が下水道事業計画区域であり合併浄化槽の事業対象外であること、公園管理については、村の条例をつくって適正に管理していること、また、未買収用地は区用地へ編入し、買収の必要がなくなる予定であることなどが回答された。

(主な意見)

- ・公園整備など、当該事業をとおして村を活性化してもらいたい。

(審議結果)

事業継続は妥当。



○ 第四回委員会（平成15年12月19日）

①一般県道 高野川満線道路改築事業

（再評価理由）

土地単価不満や名義人死亡等により用地交渉に期間を要したことから、事業採択後10年を経過している。

（審議概要）

委員から、事業期間延長の計画変更の手續、住民の意見、用地の見通し、車道と歩道のバランス、事業期間の延長に関する住民説明、10年前の資料や用地買収の進捗状況図などの説明資料の追加、道路の規模、植栽での公共と民間の連携、今後取得用地の状況が質疑された。事業者からは、国土交通省及び沖縄総合事務局に理由等を説明し事業期間延期を認めてもらっていること、地域の区長から早期整備の要請があること、土地の単価が安く理解が得にくいこと、歩道幅員は自転車歩行者道として広くとっていること、事業期間の延長については住民へ説明していないこと、用地関係の個人情報への提示は検討するが道路の必要性の説明資料は追加したいこと、道路幅員のうち植栽は道路景観への配慮と台風に耐える根を張るため広くしていること、道路植栽は周辺住民と一緒に進める必要があること、今後取得する用地は反対ではなく一部に単価不満があることが説明された。

その他、事前説明では十分に資料を添付し委員会ではスリムにしてもよいこと、再評価の際に事業費総額が減額する事例をつくってほしいとの要望があった。

（主な意見）

- ・本委員会に諮る前に、地元住民の意見を聞いてほしい。事業の重要性、必要性、手續の確かさを説明する資料が不足している。
- ・当初計画の踏襲より、締め切りを守ることが大事な時世だと思う。
- ・地域振興のため東西をつなぐ道路整備の必要性を住民に説明し、地権者の支援を得よう、基本確認をしてほしい。
- ・どの規模の道路が必要なのかは、島毎に違う。国のスタンダードとは違う沖縄モデルのようなものをつくってほしい。
- ・本委員会の議論を踏まえ、再度、説明資料を準備してほしい。

（審議結果）

継続審議。（第五回委員会にて再審議）

②一般県道 県道18号線道路改築事業

（再評価理由）

補償額不満・土地単価不満等により用地交渉に期間を要していることから、事業採択後10年を経過している。

（審議概要）

委員から、エコロードとしての生態系や自然への配慮に関するデータの不足、本路線の必要性、市街地から見える橋梁の色が質疑された。事業者からは、景観に配

慮した路線選定と自然への影響を抑えたトンネル・橋梁・側溝等を採用していること、安全確保のため国道329号の代替機能等が必要であること、橋梁の赤色は当時の委員会で決められたことが説明された。

(主な意見)

- ・エコロジカルな事柄に、非常にデリケートに対応されていると思う。
- ・周囲の景観や自然を損なうことなく、最後まで工事を進めてほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

### ③一般県道 田名野甫線道路改築事業

(再評価理由)

地権者の相続手続等、法的手続きに期間を要していることから、事業採択後10年を経過している。

(審議概要)

委員から、今回の塩害対策と平成14年度の道路橋示方書改訂における塩害対策との整合性、事業反対理由、反対者への対応、海域汚染の有無、用地協力者への感謝状等の検討が質疑された。事業者からは、平成8年度の道路橋示方書に基づいているが対策は現在の示方書を先取りした100年対応となっていること、用地反対理由は単価不満のみであること、反対者には村を通して協力願いを行うが収用手続きの必要はなく目途が立っていること、工事による海域の汚れはないこと、用地協力者には竣工式に案内状を送り記念碑として残している事例もあることから今後検討していきたいことが説明された。

(主な意見)

- ・用地協力者への感謝状など、貢献した証を検討してほしい。

(審議結果)

事業継続は妥当。

### ④兼城地区地すべり対策事業

### ⑤吉富地区地すべり対策事業・・・一括審議

(再評価理由)

兼城地区は、台風により隣接する斜面が崩壊したため、区域を拡大し事業期間の延伸を行った。吉富地区は、工法の変更に伴い事業費を増額し事業期間の延伸を行った。このことから、両地区ともに再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、防災のための地域指定、地すべり危険箇所のランク付け、危険地域における建築許可、対策工事後の特別警戒区域の取扱、兼城地区の拡大区域が当初から指定されなかった理由、吉富地区の工法変更の時期、県民への事前の危険地域の情報提供、指定地域での対策工事や補償、情報伝達の重要性が質疑された。事業者からは、平成17年度から19年度にかけて土砂災害特別警戒区域を指定すること、

土砂災害の危険箇所は急傾斜地を含め1032箇所あり基礎調査を行って三ランクに分けること、特別警戒区域では特別開発を行う際に知事の許可が必要であること、対策工事後の特別警戒区域のランク付けを委員会で議論して決めること、兼城地区の拡大区域は当初地すべりの兆候が見られなかったこと、吉富地区では必要箇所毎に詳細設計を行ってきたが当初の概略設計と違ったこと、危険地域は県から市町村に図面を含めて送付してあり市町村や土木事務所で閲覧できること、危険地域での対策は土地所有者自ら行うべきであること、危険地域の情報は県のホームページで全て閲覧できるようにしていくことが説明された。

その他、危険地域の開発行為の許可に関する問題提起があった。

(主な意見)

- ・災害から守るため、行政に頼りがちな県民の状況を改善するよう積極的にアピールする姿勢が大事である。
- ・地すべりが発生する頃には、宅地造成業者が存在していない状況があることも認識して、事業のあり方を検討してほしい。

(審議結果)

二事業の事業継続は妥当。

## ○ 第五回委員会（平成16年2月27日）

- ①比地川統合河川整備事業
- ②我部祖河川統合河川整備事業
- ③満名川統合河川整備事業
- ④真謝川統合河川整備事業・・・一括審議

(再評価理由)

比地川及び真謝川は、事業費確保が困難になり長期化している。我部祖河川は、当初事業期間が長期間であり、さらに事業費の確保が困難になり長期化している。満名川は、満名ダムの建設中止に伴う河川整備計画の見直しに期間を要し事業期間が長期化した。これらのことから、四事業ともに再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、再評価の主要因、多自然型川づくりにおける河床の状態、事業期間、B/Cの算定基準、事業に関する市町村の意向、比地川の用地買収難航、満名川の改定計画、河川計画での津波の観点、沖縄の多自然型川づくりのレベル、満名ダムが中止した時点の整備率と設計流量が質疑された。事業者からは、再評価の主要因を整備効果の關係にその他事業の關係も加えたいこと、河床は土や石の状態にし多自然型川づくりは出来るだけ自然な川の状態にしたいこと、事業期間は残事業費と配分可能な事業費から算出していること、B/Cは治水形態調査マニュアルを用い地域特性を加味して算定していること、市町村の意向は事業を進める段階と河川整備計画の策定時に住民説明会を行いながら理解を得ていること、比地川の用地難航は相続關係で反対ではないこと、河川計画の中で津波は検討していないこと、満名

川の再整備では地域住民の意見を聞き遊水池や浸透などを組み合わせることを検討していきたいこと、多自然型川づくりでは在来の動植物など元の川に戻すことも検討していること、満名ダムが中止した時点で既に85%の進捗であり上流部で10年確率・下流部で20年確率の安全度であることが説明された。

その他、五年前の再評価の際の抽出審議の状況確認があった。

(主な意見)

- ・満名川の整備計画の改定では、河川改修ではない別の手法も検討し、税金が無駄にならない視点で対応してもらいたい。
- ・住民として、人命や財産を守る河川改修は大切だと思う。
- ・道路整備担当と連携して、水辺の風景を楽しむため、健康的に安全で歩ける連携的な設計を望む。

(審議結果)

四事業の事業継続は妥当。

⑤名蔵川統合河川整備事業

⑥石垣新川川統合河川整備事業・・・一括審議

(再評価理由)

二事業ともに、事業期間が長期間であることから、再評価後5年を経過している。

(審議概要)

委員から、5年前との補助率比較、重点的な事業実施、アンパルでの事業実施、維持管理コストの取扱、地すべりのような建築物の規制が質疑された。事業者からは、5年前とは位置づけが変わり補助率が下がったこと、現在でも重点的に事業を実施し予算も増やす努力をしていること、アンパルでの事業計画は無いが必要に応じて維持管理を行うこと、維持管理費は河川事業の中には含まれないがB/Cでは含めて算出していること、河川予定地の指定内は建築規制できるが河川周辺ではできないことが説明された。

その他、安全率を下げることによって事業を早期完成させるなどバランス感覚が大切であること、安全率を下げる代わりにバッファゾーンをつくるビジョンが必要であることの見解があった。

(主な意見)

- ・神田橋から下流のアンパルでは、川の生態系の保全のため、積極的な考えで事業は行わないようにしてほしい。
- ・常時流れる水量との差が大きいので、人工的ではない自然なせせらぎのような楽しい河床にしてほしい。

(審議結果)

二事業の事業継続は妥当。

## ⑦前泊港（伊平屋村）港湾改修事業

### （再評価理由）

当初事業期間が長期間であること、また、モズク養殖との関係で工事期間に制約があり進捗が遅れていることから、事業採択後10年を経過している。

### （審議概要）

委員から、北側テトラポットの改良法、モズク養殖との距離関係、施工中の濁水対策、完成予定年度が質疑された。事業者からは、テトラポットはそのままにマウンドを上げる方法であること、モズク養殖業者から了解をもらうとともに養殖期間は施工しないこと、汚濁防止膜を設置して施工すること、平成20年度には完成させることが説明された。

### （主な意見）

- ・着実に利用客は伸びており、当初計画どおり頑張っ完成させてほしい。

### （審議結果）

事業継続は妥当。

## ⑧一般県道 高野川満線道路改築事業（第四回委員会からの継続審議）

### （再評価理由）

土地単価不満や名義人死亡等により用地交渉に期間を要したことから、事業採択後10年を経過している。

### （審議概要）

委員から、道路幅員の確認、道路工事計画と維持管理の関係が質疑された。事業者からは、幅員16mと11mの箇所があること、早期整備の要望としての資料添付であることが説明された。

その他、道路工事計画のある箇所での維持管理上の問題には速やかに対処していただきたいこと、工事期間中の安全確保は重要であることの意見があった。

### （主な意見）

- ・地域の同意書が添付され、地域の方の要望が確認出来た。
- ・地域の合意形成、用地買収を精力的に進めて頂き、子供たちが安心して通学でき、地域が活性化する道づくりを期待している。

### （審議結果）

事業継続は妥当。

平成15年度 沖縄県公共事業評価監視委員会(開催状況一覧)

開催予定	再評価事業	事業主体	県主管課	再評価該当項目
第一回 委員会 (6月20日)	[都市公園事業] ① 奥武山公園 ② パンナ公園 ③ 残波岬公園 ④ 東風平運動公園 [河川総合開発事業] ⑤ 儀間川総合開発事業	沖縄県 " 読谷村 東風平町 沖縄県	都市計画課 " " " 河川課	再評価後 5年間を経過 " " " " "
第二回 委員会 (8月29日)	[河川事業] ① 国場川 ② 饒波川 ③ 安里川 ④ 安謝川 ⑤ 比謝川 ⑥ 天願川 ⑦ 屋部川 ⑧ 小湾川	沖縄県 " " " " " " " "	河川課 " " " " " " " "	再評価後 5年間を経過 " " " " " " " 採択後 10年間を経過
第三回 委員会 (10月24日)	[県営畑地帯総合整備事業] ① 江崎地区 [漁港環境整備事業] ② 糸満漁港 [漁港漁村総合整備事業] ③ 港川漁港 [漁港漁村総合整備事業] ④ 港川漁港	沖縄県 " " 具志頭村	農地水利課 漁港漁場課 " "	採択後 10年間を経過 再評価後 5年間を経過 採択後 5年間を経過 "
第四回 委員会 (12月19日)	[道路事業] ① 高野川満線 ② 県道18号線 ③ 田名野甫線 [地すべり対策事業] ④ 兼城地区 ⑤ 吉富地区	沖縄県 " " 沖縄県 "	道路建設課 " " 河川課 "	採択後 10年間を経過 " " 再評価後 5年間を経過 "
第五回 委員会 (2月27日)	[河川事業] ① 比地川 ② 我部祖河川 ③ 満名川 ④ 真謝川 ⑤ 名蔵川 ⑥ 石垣新川川 [港湾事業] ⑦ 前泊港湾改修事業 [道路事業] 高野川満線	沖縄県 " " " " " " "	河川課 " " " " " " 港湾課 道路建設課	再評価後 5年間を経過 " " " " " " 採択後 10年間を経過 第4回継続審議
摘 要	土木建築部事業 23 件 農林水産部事業 3 件 町村事業 3 件 合 計 29 件			採択後 10年間を経過 6 件 再評価後 5年間を経過 21 件 採択後 5年間を経過 2 件



## 沖縄県公共事業評価監視委員会 委員名簿

アツミ エツコ 安次嶺 悦子	沖縄県女性団体連絡協議会 事務局長
アズミ ヤスヲ 有住 康則	琉球大学工学部 助教授
アンドウ テツヤ 安藤 徹哉	琉球大学工学部 助教授
カネジマ ヒロシ 金城 仁	那覇青年会議所 理事長
サヤマ リツコ 崎山 律子	フリープロデューサー
シノジマ トシヤ 新城 俊也	琉球大学農学部 教授 (委員長)
ノザキ シロウ 野崎 四郎	沖縄国際大学商経学部 教授
ビセ ヒロコ 備瀬 ヒロ子	都市科学政策研究所 代表取締役所長
ミヤギ ケン 宮城 邦治	沖縄国際大学総合文化学部 教授

(敬称略 五十音順)